

社援発0220第3号

老発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）により、当該事業の基準及びその運用が定められているところでありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号）

下線部分は改正部分

u003cbru003e

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">社援発第1277号 老発第275号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日)</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について</p> <p>標記の事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第109号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、以下のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護老人保健施設利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます</p>	<p style="text-align: right;">社援発第1277号 老発第275号 平成13年7月23日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について</p> <p>標記の事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第109号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、以下のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護老人保健施設利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、<u>本通知は、第三の1を除いて地方自治法（昭和22年法律第6</u></p>

す。

記

第一 (略)

第二 (略)

第三 指導監督

無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者について、少なくとも毎年1回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行わ  
れたいこと。

(削除)

7号) 第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法廷受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

第一 (略)

第二 (略)

第三 指導監督

1 無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者について、少なくとも毎年1回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行わ  
れたいこと。

2 無料又は低額介護老人保健施設利用事業に係る社会福祉法人の設立又は定款変更認可は、将来にわたっての基準適合の見通し、立地条件等を総合的に判断して行うものであること。